

業務規程細則

第1章 総則

第1条(定義)

第2章 電子債権記録業を行う時間および休日に関する事項

第2条 (電子債権記録業を行う時間)

第3条(電子債権記録業の休業日)

第4条(業務の休廃止の場合の措置)

第5条(緊急時における業務の停止の場合の措置)

第3章 利用者に関する事項

第6条 (利用申請の手続)

第7条 (決済口座)

第4章 記録事項の開示に関する事項

第8条 (記録事項の開示範囲)

第5章 その他電子債権記録業に関し必要な事項

第9条 (手数料)

第1章 総則

(定義)

第1条 この細則において、電子債権記録業に関する業務規程（以下「業務規程」という。）の用語と同一の用語は、業務規程における意味と同一の意味を持つものとする。

第2章 電子債権記録業を行う時間および休日に関する事項

(電子債権記録業を行う時間)

第2条 当社の電子債権記録業に係る取扱時間は、午前9時から午後5時までの間とする。

2 当社は、必要があると認める場合には、取扱時間を臨時に変更することができる。この場合には、当社は、あらかじめその旨を当社の管理するホームページへの掲載、書面の送付、その他相当な方法をもって、利用者、代理人および業務受託者が了知可能な状態に置くものとする。

(電子債権記録業の休業日)

第3条 当社の電子債権記録業に関する業務の休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日および3日ならびに12月31日

(業務の休廃止の場合の措置)

第4条 当社は、電子債権記録業を、主務大臣の認可を受けて休止もしくは廃止したとき、または主務大臣の命令により電子債権記録業の全部もしくは一部を停止したときは、その旨を、当社の管理するホームページに掲載するものとする。

(緊急時における業務の停止の場合の措置)

第5条 当社は、電子債権記録業の用に供する設備に障害が発生したときその他やむを得ない事情があるときは、電子債権記録業の全部または一部を一時的に停止することができるものとする。

2 前項の場合には、当社は、業務を停止した後、速やかにその旨を主務大臣に届け出るとともに、当社の管理するホームページへの掲載、書面の送付、その他相当な方法をもって、利用者が了知可能な状態に置くものとする。

第3章 利用者に関する事項

(利用申請の手続)

第6条 業務規程第23条第1項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 印鑑登録証明書
- (2) 利用者が法人である場合は登記事項証明書、または、利用者が個人事業者である場合は次の書類のうちいずれか一つ
 - イ 住民票の写しまたは記載事項証明書
 - ロ 戸籍謄本または抄本
 - ハ 外国人登録原票の写しまたは記載事項証明書
- (3) 取引の任に当たる者の本人確認を行うに十分な資料

(決済口座)

第7条 業務規程第25条第1項第3号に規定する口座は、次に掲げるものとする。

- (1) 普通預金口座または普通貯金口座
- (2) 当座預金口座または当座貯金口座
- (3) その他当社が承認した口座

第4章 記録事項の開示に関する事項

(記録事項の開示範囲)

第8条 業務規程第35条第3項に規定する開示の範囲は、次に掲げる範囲とする。

- (1) 開示請求者： 記録請求の代理人
- (2) 記録事項の開示範囲： 記録番号、記録日、債権額およびその他参考情報

2 利用者は、業務規程、この細則および利用規約に同意したことをもって、当社が前項の開示範囲について開示を行うことに同意したものとする。

第5章 その他電子債権記録業に関し必要な事項

(手数料)

第9条 業務規程第37条第1項に規定する手数料の金額は、次の各号の金額に消費税および地方消費税相当額を加算した金額とする。

- (1) 発生記録の請求： 1件につき300円
- (2) 譲渡記録の請求： 1件につき債権金額に1万分の17を乗じた金額
但し、発生記録請求とともにする譲渡記録の請求を除く。
- (3) 記録事項の開示請求： 1件につき1,000円
- (4) 法88条に定める提供された情報の開示請求： 1件につき1,000円

2 業務規程第37条第2項に規定する手数料の金額は、次の各号の金額に消費税および地方消費税相当額を加算した金額とする。

- (1) 電子記録債権の債務者または譲受人として利用する場合： 1,200円

(2) 電子記録債権の債権者として利用する場合： 700 円

3 業務規程第 37 条第 1 項および第 2 項に規定する手数料の徴求方法は、当社からの請求書に基づき当社の指定口座へ振り込む方法とする。

4 利用者であった者は、利用契約が解約された後に当社に対して、業務規程等により認められている開示に係る請求を行う場合には、第 1 項第 3 号または第 4 号に規定の金額を支払うものとする。